

# 熊本県公報

第 1 1 7 0 8 号  
平成 20 年 6 月 18 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 平成 20 年度土木一式工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示……………(監理課) 1
  - 熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部改正……………(地域政策課) 2
  - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………(社会福祉課) 3
  - 道路の区域変更……………(道路保全課) 5
  - 河内港内公有水面埋立しゅん功認可……………(港湾課) 5
- 公 告**
- 熊本都市計画道路(熊本市)の変更……………(都市計画課) 7
  - 一般競争入札の実施……………(監理課) 7
  - 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見……………(商工政策課) 11
  - 開発行為工事完了公告……………(建築課) 11
  - 開発行為工事完了公告……………( " ) 12
  - 開発行為工事完了公告……………( " ) 12
  - "……………( " ) 12
  - 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 12
  - "……………( " ) 13
  - "……………( " ) 14
- 正 誤**
- 平成 20 年 3 月 31 日熊本県訓令第 16 号(熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令) 中……………(人事課) 15
  - 平成 20 年 2 月 8 日付け熊本県公報第 11654 号中……………(人事委員会) 15
  - 平成 20 年 4 月 23 日熊本県告示第 413 号(道路の供用開始) 中……………(道路保全課) 15

## 告 示

### 熊本県告示第 584 号

平成 20 年度において熊本県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。)が適用される建設工事に係る入札参加者資格を得ようとする者の申請方法等について、特例政令第 4 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 第 1 調達の対象となる建設工事の種類  
土木一式工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)別表第 1 に規定するもの)
- 第 2 申請の受付期間  
平成 20 年 6 月 18 日(水)から平成 20 年 7 月 2 日(水)までとする。  
その後も申請を受け付けるが、この場合は入札に間に合わないことがある。
- 第 3 申請の方法等
  - 1 申請の要件  
本申請は、別に公告する特例政令が適用される建設工事に係る一般競争入札についての競争参加資格確認申請書を提出したときに限り行うことができる。
  - 2 申請書の入手方法  
「入札参加者資格審査申請書(建設工事)」(以下「申請書」という。)の入手方法は、第 9 の問い合わせ先に問い合わせること。
  - 3 申請書の提出方法  
申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「入札参加者資格認定通知書」を送るための郵便切手(第一種定形郵便物の料金に簡易書留料金を加算した額)をはった定形封筒とともに、第 9 の提出場所に持参すること。

- (1) 工事経歴書  
 (2) 営業所一覧表  
 (3) 法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査結果通知書（入札参加者資格の審査の申請をする日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降のもので、直近の審査基準日のもの、かつ、平成 20 年国土交通省令第 3 号による改正前のもの）の写し  
 (4) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書  
 (5) 申請日の直前の課税に係る次に掲げる納税証明書
- ア 国税  
 申請者が法人である場合は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）、申請者が個人である場合は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）
- イ 熊本県税  
 申請者が法人である場合は法人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書、申請者が個人である場合は個人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書（熊本県内に事業所を有する者に限る。）
- 4 申請書等の作成に用いる言語等  
 (1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。  
 (2) 申請書及び添付書類中の金額については、日本国通貨額を記載すること。（外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規定（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条の外国貨幣換算率により換算した日本国通貨額を記載すること。）
- 第 4 競争に参加することができない者  
 次に掲げるもののいずれかに該当する者
- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者  
 2 令第 167 条の 4 第 2 項に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者  
 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者  
 4 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者  
 5 第 1 の建設工事の種類について、法第 3 条の規定による許可を得ていない者  
 6 第 1 の建設工事の種類について、法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていない者  
 7 国税及び熊本県税の納税を怠っている者  
 8 その他熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 15 年熊本県告示第 221 号）第 3 条各号のいずれかに該当する者
- 第 5 入札参加者の資格及びその審査  
 1 第 4 の競争に参加することができない者については、入札参加者資格がないと認定する。  
 2 第 4 の競争に参加することができない者以外の者については、申請日の直前に受けた経営事項審査の総合評点の高い順に配列し順位を付して入札参加者資格があると認定する。
- 第 6 資格審査結果の通知  
 「入札参加者資格認定通知書」により通知する。
- 第 7 資格の有効期間及び更新手続  
 1 入札参加者資格の有効期間  
 資格認定の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。  
 2 有効期間の更新手続  
 1 の有効期間の経過後も引き続き入札参加者資格を得ようとする者は、平成 21 年度中に平成 22 年度及び平成 23 年度に係る競争参加者の資格に関する告示を予定しているので、当該告示に従い入札参加者資格の審査の申請をすること。
- 第 8 その他  
 1 特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公告する。  
 2 既に入札参加者資格の申請を行い認定された者は、本告示による入札参加者資格の申請を行う必要はない。
- 第 9 申請書の提出場所及び問い合わせ先  
 郵便番号 862-8570  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県土木部監理課建設業係  
 電話 096-333-2485

## 熊本県告示第 585 号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県地域総合整備資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 367 号）の一部を次のように

改正する。

第 4 条中「株式会社、有限会社、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人その他の法人」を「法人格を有する団体」に改める。

第 5 条第 1 項中「貸付け対象事業」を「貸付対象事業」に、「貸付け額を 36 億円を限度として増額させることができる」を「貸付額は 36 億円を限度とする」に改め、同条第 2 項中「ことができる」を削り、同条第 4 項中「過疎地域」の次に「、同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同法同条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「みなし過疎地域」という。）」を加え、同条第 5 項を次のように改める。

5 特定地域経済活性化対策実施要綱（平成 18 年 3 月 23 日付け総行自第 63 号総務事務次官通知）に基づき選定された「特定地域経済活性化対策推進地域」又は「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）を活用するために地域再生法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 24 号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第 1 項の適用については、当分の間、同項中「24 億円」とあるのは「30 億円」と、「36 億円」とあるのは「45 億円」とする（当該事業が第 4 項に規定する「過疎地域」又は「みなし過疎地域」において実施される場合には、当分の間、第 1 項中「24 億円」とあるのは「37.5 億円」と、「36 億円」とあるのは「56 億円」とする。）。

同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とする。

第 13 条第 5 号中「、会社整理開始」を削る。

第 24 条を削り、第 25 条を第 24 条とする。

附則第 2 項中「平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで」を「平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

第 5 条第 4 項	「過疎地域」	「過疎地域」、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」
	30 億円	33 億円
	45 億円	48 億円
第 5 条第 5 項	30 億円	33 億円
	45 億円	48 億円
	「過疎地域」	「過疎地域」、離島振興対策実施地域
	37.5 億円	41 億円
	56 億円	59 億円

附 則

- この要項は、告示の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第 586 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション スマイル 人吉市鬼木町 936 番地 2	株式会社ケアマネジメント研究所 人吉市鬼木町 829 番地 13	平成 20 年 5 月 1 日
訪問介護のゆず 菊池郡大津町引水 152 番地 4	有限会社泰斗 菊池市大琳寺 275-5	平成 20 年 5 月 9 日
訪問介護ステーションさくらの里 阿蘇郡高森町大字高森 2213 番地 8	合同会社あそ五岳 阿蘇郡高森町大字高森 2213 番地 8	平成 20 年 5 月 1 日

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
合志市社協訪問看護ステーション 合志市須屋 2251 番地 1	社会福祉法人合志市社会福祉協議会 合志市須屋 2251 番地 1	平成 20 年 5 月 1 日

（認知症対応型通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター ふれあい 人吉市七地町 495	医療法人社団健成会 人吉市下新町 359	平成 20 年 5 月 19 日

## (小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
御領多機能やすらぎ 天草市五和町御領 6453	社会福祉法人光総会 天草市五和町御領 12131	平成 20 年 4 月 24 日
グリーンコープほのぼの・水俣 水俣市汐見町 1 丁目 4 番 3-1	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市新土河原 2-1-1	平成 20 年 4 月 25 日
小規模多機能ホーム葉山苑天領の杜 天草市本町下河内 2231	社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町木葉 348	平成 20 年 5 月 1 日

## (認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム年輪 上益城郡甲佐町緑町 359	医療法人荒瀬会 上益城郡甲佐町緑町 331	平成 20 年 5 月 1 日

## (介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション スマイル 人吉市鬼木町 936 番地 2	株式会社ケアマネジメント研究所 人吉市鬼木町 829 番地 13	平成 20 年 5 月 1 日
訪問介護のゆず 菊池郡大津町引水 152 番地 4	有限会社泰斗 菊池市大琳寺 275-5	平成 20 年 5 月 9 日
訪問介護ステーションさくらの里 阿蘇郡高森町大字高森 2213 番地 8	合同会社あそ五岳 阿蘇郡高森町大字高森 2213 番地 8	平成 20 年 5 月 1 日

## (介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
合志市社協訪問看護ステーション 合志市須屋 2251 番地 1	社会福祉法人合志市社会福祉協議会 合志市須屋 2251 番地 1	平成 20 年 5 月 1 日

## (介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター ふれあい 人吉市七地町 495	医療法人社団健成会 人吉市下新町 359	平成 20 年 5 月 19 日

## (介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
御領多機能やすらぎ 天草市五和町御領 6453	社会福祉法人光総会 天草市五和町御領 12131	平成 20 年 4 月 24 日
グリーンコープほのぼの・水俣 水俣市汐見町 1 丁目 4 番 3-1	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市新土河原 2-1-1	平成 20 年 4 月 25 日
小規模多機能ホーム葉山苑天領の杜 天草市本町下河内 2231	社会福祉法人啓世会 玉名郡玉東町木葉 348	平成 20 年 5 月 1 日

## (居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
指定居宅介護支援事業所パートナー 八代市松江本町 2 番 50 号	有限会社神園交通サポートサービス 八代市松江本町 2 番 50 号	平成 20 年 6 月 1 日

熊本県告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年6月18日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	鹿本郡植木町大字平野字東原 75番7地先から 同町大字平野字東谷 63番1地先まで	前	6.0 ～ 7.4	180.0	道路法第 24条工事
			後	6.0 ～ 7.4		
				5.6 ～ 6.2	200.0	

2 区域を変更する期日 平成20年6月18日

熊本県告示第588号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月28日付け熊本県指令港第9号のしゅん功認可は取り消されたので、（平成17年1月12日熊本県告示第30号河内港内公有水面埋立しゅん功認可）は、廃止する。

平成20年6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

2 しゅん功認可年月日

平成20年6月11日 熊本県指令港第2号

3 埋立区域

(1) 位置

・1工区

熊本県熊本市河内町大字船津897-2、898-2、898、899、900-1、901-1、902、又903及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先公有面積

・2工区

熊本県熊本市河内町大字船津854-2、853、812-2、又810、811-1、810-1、809-1、808-2、807、806-1、806-3、大字白浜60、59、58-1、58-2、50-2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先公有面積

(2) 区域

・1工区

次の①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結ぶ満潮位（DL + 4.35メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 河内港北防波堤灯台（北緯32度49分55.1秒、東経130度34分51.6秒）から340度43分04秒289.82メートルの地点

②の地点 ①の地点から71度18分35秒36.70メートルの地点

③の地点 ②の地点から61度23分53秒4.84メートルの地点

④の地点 ③の地点から70度37分17秒93.82メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から334度09分32秒24.50メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から65度22分51秒17.42メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から65度22分43秒32.25メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から155度22分18秒0.90メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から245度22分50秒32.85メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から1度05分20秒10.58メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から0度33分47秒11.60メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から0度55分01秒3.44メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から303度20分24秒49.44メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から251度56分08秒190.37メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から162度18分22秒2.89メートルの地点

・ 2 工 区

次の⑬の地点から⑭の地点までを順次直線で結んだ線及び⑭の地点と⑮地点とを結ぶ満潮位 (DL + 4.35 メートル) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域、並びに次の⑳の地点から㉑の地点までを順次直線で結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結ぶ満潮位 (DL + 4.35 メートル) の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

⑬の地点 河内港北防波堤灯台 (北緯 32 度 49 分 55.1 秒、東経 130 度 34 分 51.6 秒) から 13 度 27 分 55 秒 412.98 メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 0 度 56 分 09 秒 9.00 メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 0 度 46 分 47 秒 23.07 メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 269 度 08 分 19 秒 2.00 メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から 0 度 23 分 54 秒 5.76 メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 92 度 26 分 08 秒 2.07 メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から 0 度 42 分 31 秒 27.41 メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から 357 度 38 分 32 秒 8.19 メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から 351 度 55 分 06 秒 8.20 メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から 338 度 35 分 56 秒 32.16 メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から 338 度 11 分 32 秒 8.44 メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から 332 度 35 分 21 秒 32.09 メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から 330 度 53 分 31 秒 15.29 メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から 313 度 53 分 44 秒 10.97 メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から 305 度 43 分 06 秒 16.82 メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から 280 度 34 分 22 秒 11.97 メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から 304 度 07 分 59 秒 12.27 メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から 331 度 45 分 13 秒 11.45 メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から 321 度 05 分 36 秒 21.17 メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から 297 度 09 分 09 秒 0.96 メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から 297 度 11 分 31 秒 0.90 メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から 252 度 03 分 32 秒 191.01 メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から 162 度 03 分 33 秒 48.55 メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から 162 度 06 分 07 秒 99.95 メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から 162 度 17 分 55 秒 49.12 メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から 71 度 56 分 08 秒 190.37 メートルの地点

㊴の地点 河内港北防波堤灯台 (北緯 32 度 49 分 55.1 秒、東経 130 度 34 分、51.6 秒) から 359 度 30 分 13 秒 616.61 メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から 284 度 17 分 57 秒 21.09 メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から 274 度 25 分 18 秒 6.52 メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から 274 度 35 分 16 秒 21.83 メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から 280 度 43 分 59 秒 18.27 メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 278 度 07 分 00 秒 22.81 メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 305 度 33 分 32 秒 10.01 メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 335 度 28 分 42 秒 20.12 メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から 338 度 31 分 18 秒 25.43 メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から 13 度 12 分 04 秒 10.57 メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から 94 度 42 分 58 秒 6.62 メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から 111 度 23 分 18 秒 12.80 メートルの地点

㊱の地点 ㊿の地点から 94 度 22 分 31 秒 8.27 メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から 94 度 22 分 18 秒 85.89 メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から 78 度 42 分 02 秒 2.17 メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から 78 度 41 分 24 秒 4.40 メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から 78 度 32 分 45 秒 8.11 メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から 73 度 07 分 43 秒 4.94 メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から 108 度 01 分 09 秒 2.83 メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から 76 度 02 分 37 秒 12.38 メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 104 度 05 分 53 秒 6.08 メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 85 度 04 分 26 秒 8.08 メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 86 度 56 分 00 秒 6.21 メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から 84 度 20 分 07 秒 7.21 メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から 63 度 25 分 13 秒 3.51 メートルの地点

㊾の地点 ㊽の地点から 40 度 04 分 53 秒 2.61 メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から 64 度 52 分 34 秒 3.95 メートルの地点

㊱の地点 ㊿の地点から 74 度 45 分 51 秒 5.43 メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から 83 度 02 分 45 秒 4.33 メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から 46 度 55 分 09 秒 4.96 メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から 32 度 42 分 04 秒 20.52 メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から 33 度 49 分 24 秒 14.54 メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から 24 度 36 分 38 秒 12.95 メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から 21 度 53 分 30 秒 12.73 メートルの地点

⑥4の地点	⑥3の地点から	341度12分16秒	33.92	メートルの地点
⑥5の地点	⑥4の地点から	340度59分48秒	25.09	メートルの地点
⑥6の地点	⑥5の地点から	339度59分31秒	25.02	メートルの地点
⑥7の地点	⑥6の地点から	341度31分47秒	34.91	メートルの地点
⑥8の地点	⑥7の地点から	341度26分42秒	40.01	メートルの地点
⑥9の地点	⑥8の地点から	341度24分16秒	19.75	メートルの地点
⑦0の地点	⑥9の地点から	253度26分51秒	37.90	メートルの地点
⑦1の地点	⑦0の地点から	253度21分56秒	40.05	メートルの地点
⑦2の地点	⑦1の地点から	253度32分58秒	40.02	メートルの地点
⑦3の地点	⑦2の地点から	253度25分01秒	40.06	メートルの地点
⑦4の地点	⑦3の地点から	253度34分20秒	79.86	メートルの地点
⑦5の地点	⑦4の地点から	253度32分49秒	80.16	メートルの地点
⑦6の地点	⑦5の地点から	254度09分02秒	16.57	メートルの地点
⑦7の地点	⑦6の地点から	162度16分42秒	74.94	メートルの地点
⑦8の地点	⑦7の地点から	162度16分26秒	50.04	メートルの地点
⑦9の地点	⑦8の地点から	161度49分19秒	50.06	メートルの地点
⑧0の地点	⑦9の地点から	161度48分46秒	49.98	メートルの地点
⑧1の地点	⑧0の地点から	162度03分31秒	51.51	メートルの地点

(3) 面積

1 工区	18,507.47 平方メートル
2 工区	124,258.06 平方メートル
合計	142,765.53 平方メートル

- 4 埋立地の用途  
公園緑地、漁業関連用地、護岸
- 5 埋立ての免許年月日及び番号  
平成2年10月26日 熊本県指令港第7号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村  
熊本市

公 告

**熊本県公告第448号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成20年6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・4・67号 花園池亀線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第449号**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第84条第1項の規定に基づき公告する。  
平成20年6月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 第1 競争入札に付する事項
  - 1 工事番号 平成20年度債務 住市総第2024-B-101号
  - 2 工事名 春日池上線住宅市街地総合整備促進（万日山トンネル）工事
  - 3 工事場所 熊本市春日五丁目～池上町地内
  - 4 工事概要
 

トンネル工	
道路規格	第4種第1級（設計速度 V = 60km/h）
工法	NATM工法
施工延長	468m（うち、トンネル延長442m × 2連）
車道幅員	6.5m × 2連（全幅11.75m × 2連）
内空断面積	75.7㎡ × 2連
舗装工	車道6,329㎡、歩道・管理用通路3,860㎡
  - 5 工期 約38か月間
  - 6 使用する主要な資機材  
コンクリート（覆工）7,432 m<sup>3</sup>、ロックボルト（L = 2～6m）16,171本、  
フォアポーリング（L = 3m）7,662本、注入式フォアポーリング（L =

3m) 352 本、長尺鋼管フォアパイリング (L = 7.5m ~ 12.5m) 434 本、H 型支保工 (H125 ~ H200mm) 1,400 基

7 予定価格 3,798,270,000 円  
(入札書比較価格 3,617,400,000 円)

8 その他

- (1) 当該工事は、入札時に技術提案書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象案件である。指定期日までに技術提案書等の提出がない者は、入札してはならず、技術提案書等を提出せずに行った者の入札は、無効とする。技術提案書等が白紙の場合も提出がない場合と同じ扱いとする。
- (2) この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (3) この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
- (4) この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査における失格判断となる基準価格を設けている。
- (5) 当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に規定する対象建設工事である。
- (6) 当該工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける VE 方式の対象工事である。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

構成員 4 者により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で次に掲げる条件をすべて満たしているもの

1 共同企業体のすべての構成員が満たすべき条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 熊本県における土木一式工事に係る入札参加者資格を有する者であること。
- (3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 16 年熊本県告示第 111 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 次に掲げる、当該工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

受託者名 株式会社協和コンサルタンツ  
本店所在地 東京都渋谷区笹塚一丁目 62 番 11 号

2 共同企業体の代表構成員（第 1 構成員）が満たすべき条件

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する土木一式工事に係る経営事項審査（第 4 の 3 の（1）の期間の末日の 1 年 7 月前の直後の営業年度終了の日以降、かつ、直近の審査基準日のものに限る。以下同じ。）を受けており、かつ、その総合評価値（平成 20 年国土交通省令第 3 号による改正前のものに限る。以下同じ）が 1,300 点以上であること。
- (2) 平成 10 年度以降、元請けとして完成した NATM 工法による延長 700m 以上で、かつ、内空断面積が 60㎡ 以上のトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）
- (3) 次に掲げる基準をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、この配置予定技術者は、病休、退職等の特別な場合を除き、変更を認めない。
  - ア（2）に掲げる工事について、監理技術者若しくは主任技術者としての経験を有する者又はこれと同程度の施工経験を有する者。
  - イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。ただし、監理技術者講習修了証を有する者については、監理技術者資格者証を平成 16 年 3 月 1 日以降に新たに取得し、又は更新した者に限る。
  - ウ 第 4 の 3 の（1）の期間の末日以前連続して 3 か月以上、当該入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

3 共同企業体の第 2 構成員、第 3 構成員及び第 4 構成員が満たすべき条件

- (1) 建設業法第 27 条の 23 に規定する土木一式工事に係る経営事項審査の総合評価値が 950 点以上であること。
- (2) 平成 10 年度以降、元請けとして完成した内空断面積が 60㎡ 以上のトンネル工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）
- (3) 次に掲げる基準をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、この配置予定技術者は、病休、退職等の特別な場合を除き、変更を認めない。
  - ア（2）に掲げる工事について、施工経験を有する者。
  - イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。ただし、監理技術者講習修了証を有する者については、監理技術者資格者証を平成 16 年 3 月 1 日以降に新たに取得し、又は更新した者に限る。
  - ウ 第 4 の 3 の（1）の期間の末日以前連続して 3 か月以上、当該入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

4 共同企業体の結成に当たっての条件



- (1) 当該工事に関し、2以上の共同企業体の構成員になることはできない。
- (2) 代表構成員は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資割合の者としなければならない。
- (3) すべての構成員は、15パーセント以上の出資比率としなければならない。
- (4) 当該工事について、共同企業体としての入札参加者資格の認定を受けなければならない。

### 第3 総合評価に関する事項

#### 1 総合評価の方法

総合評価は、技術提案書等を提出した者に標準点100点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点(30点満点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除し、定数を乗じた次式で得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000$$

#### 2 評価項目及び得点配分

技術提案(最大30点)

詳細は入札説明書の評価に関する基準による。

### 第4 入札手続等

#### 1 入札等を担当する部局の名称

- (1) 入札事務を担当する部局の名称

郵便番号 862-8570

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県土木部監理課

- (2) 技術を担当する部局の名称

郵便番号 862-8570

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県土木部新幹線都市整備課

- (3) 監督を担当する部局の名称

郵便番号 862-0901

熊本市東町三丁目11番63号

熊本県熊本土木事務所工務第一課

#### 2 入札説明書及び設計図書の閲覧及び配付

- (1) 期間

平成20年6月18日(水)から平成20年8月1日(金)まで

- (2) 方法

入札情報公開サービスシステムによる。

#### 3 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び技術提案書等の提出期間、方法及び場所

- (1) 期間

平成20年6月18日(水)から平成20年7月3日(木)午後5時まで

- (2) 方法

電子入札システム又は1の(1)の入札事務を担当する部局に持参若しくは郵送(書留郵便)すること。また、申請書及び資料の提出と併せ、建設工事入札参加資格申請書(共同企業体)及び建設工事共同企業体協定書の写しを提出すること。

#### 4 技術提案に係る質問書の提出

- (1) 期間

平成20年6月18日(水)から平成20年7月1日(火)午後5時まで

- (2) 方法

1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。

#### 5 技術提案に係る質問書に対する回答の閲覧

- (1) 期間

質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から平成20年7月2日(水)まで

- (2) 方法

入札情報公開サービスシステムによる。

#### 6 技術提案に係る意見聴取

- (1) 期日

平成20年7月9日(水)又は平成20年7月10日(木)

- (2) 方法

技術提案の内容について、提案者別に意見聴取を行うので、技術提案に係る説明者は、熊本県庁に来庁し説明を行うこと。  
なお、説明者は2人以内とし、時間及び場所は別途通知する。

#### 7 競争参加資格確認通知

- (1) 期日

平成20年7月15日(火)まで

- (2) 方法

電子入札システムによる。ただし、第1の8の(2)により紙入札を行う者は競争参加資格確認申請書等を持参する際に、郵送するための郵便切手(第一種定

- 形郵便の料金に書留料金を加算した額)をはった定形封筒を1の(1)の入札事務を担当する部局に持参すること。
- 8 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求
- (1) 期限 競争参加資格確認通知の日から平成 20 年 7 月 23 日(水)午後 5 時まで
- (2) 方法 1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。
- 9 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に対する回答
- (1) 期限 平成 20 年 7 月 25 日(金)まで
- (2) 方法 書面による
- 10 設計図書に係る質問書の提出
- (1) 期間 平成 20 年 6 月 18 日(水)から平成 20 年 7 月 25 日(金)午後 5 時まで
- (2) 方法 1の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。
- 11 設計図書に係る質問書に対する回答の閲覧
- (1) 期間 質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から平成 20 年 7 月 29 日(火)まで
- (2) 方法 入札情報公開サービスシステムによる。
- 12 入札期間
- (1) 期間 平成 20 年 7 月 28 日(月)から平成 20 年 8 月 1 日(金)午後 5 時まで
- (2) 方法 電子入札システムによる。ただし、第1の8の(2)により紙入札を行う者は13日の期日及び場所に、入札書を入れた中封筒を表封筒に入れたものを持参すること。郵送による場合も同じ。
- 13 開札
- (1) 期日 平成 20 年 8 月 4 日(月)午後 2 時
- (2) 場所 県庁行政棟本館地下1階入札室  
郵便番号 862-8570  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 第 5 その他
- 1 当該競争入札に付する工事の契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決後本契約となるものである。
- 2 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付しなければならない。ただし、国債若しくは県債(利付債に限る。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
- ア 開札後、熊本県会計規則第 89 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、第 3 の 1 により評価値を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。
- イ 低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、熊本県建設工事低入札価格調査実施要項(平成 16 年熊本県告示第 331 号。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。なお、その際、当該調査の対象となる入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。
- 落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値の者を落札者とする。ウ 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる者が複数いる場合は、電子入札システ

ムによる電子くじにより落札者を決定する。なお、イにより最低の価格を提示した者が落札者として決定されず、次に高い評価値の者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高点の者が複数いる場合は、落札者として決定されなかった者を除き、入札時における入札時刻、くじ番号を使用し、電子くじにより落札者を決定する。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (8) 関連情報を入手するための窓口 第 4 の 1 に同じ。
- (9) 入札参加者資格を有していない者を構成員とする共同企業体の参加  
入札参加者資格を有していない者を構成員とする共同企業体も第 4 の 3 により申請書等を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札時において、当該構成員が当該資格の認定を受け、かつ、当該共同企業体が入札参加者資格の確認を受けていなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。
- 4 競争参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を他の工事の配置予定技術者にした場合で、他の工事を落札したことにより当該工事に配置できなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。
- 5 契約締結後の技術提案  
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能にする施工方法等に係る設計図書の変更に  
ついて、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。  
なお、詳細は、特記仕様書等による。

## 第 6 Summary

- 1 Subject matter of the contract  
Construction work of the Mannichiyama Tunnel
- 2 Time - limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification  
5:00 P.M. 3 July 2008
- 3 Time - limit for the submission of tenders  
5:00 P.M. 1 August 2008  
(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 1 August 2008)
- 4 Contact point for the notice  
Civil Engineering Administration Division,  
Department of Civil Engineering, Kumamoto Prefectural Government,  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, ZIP 862-8570,  
TEL 096-333-2485

## 熊本県公告第 450 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の許可に基づき平成 20 年 1 月 18 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヤマダ電機テックランド熊本春日店  
熊本市春日七丁目 360-1 ほか
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 20 年 6 月 18 日から平成 20 年 7 月 18 日まで

## 熊本県公告第 451 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇市乙姫字子安川 1767 番、同 1768 番 1、同 1768 番 3、同 1770 番及び同 1782 番 1 の一部  
9,740.76 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
阿蘇市乙姫 152 番地 12  
佐々木 節夫

**熊本県公告第 452 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市幾久富字亀甲 1366 番 4 及び同 1368 番 7  
463.78 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市幾久富 1366 番地 4  
松永 誠次

**熊本県公告第 453 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野 2952 番の一部  
1,349.01 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市高平 2 丁目 14 番 53 号  
株式会社川崎ハウジング

**熊本県公告第 454 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字杉水字赤迫 636 番 1  
4,341.01 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡益城町田原 1155 番 8  
株式会社アヴェイル

**熊本県公告第 455 号**

玉名郡和水町に事務所を置く三加和町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	金栗 孝義	玉名郡和水町中林 543 番地
理事	福原 宗茂	玉名郡和水町和仁 126 番地
理事	森田 則秋	玉名郡和水町野田 1333 番地
理事	横手 謙介	玉名郡和水町岩 257 番地
理事	福山 喬二	玉名郡和水町平野 856 番地
理事	竹下 俊二	玉名郡和水町津田 2493 番地
理事	竹下 春夫	玉名郡和水町板楠 2576 番地
理事	渡辺 進一	玉名郡和水町上十町 963 番地
理事	北原 幸盛	玉名郡和水町山十町 840 番地 1
監事	笹淵 望	玉名郡和水町西吉地 2556 番地 1
監事	瀧上 恭博	玉名郡和水町岩 1252 番地
監事	浦部 貞彦	玉名郡和水町板楠 241 番地

就任		
理事	福原 宗茂	玉名郡和水町和仁 126 番地
理事	竹下 春夫	玉名郡和水町板楠 2576 番地
理事	金栗 孝義	玉名郡和水町中林 543 番地
理事	藤原 勝喜	玉名郡和水町野田 1300 番地
理事	荒木 拓馬	玉名郡和水町岩 1137 番地
理事	福山 喬二	玉名郡和水町平野 856 番地
理事	竹下 俊二	玉名郡和水町津田 2493 番地
理事	渡辺 進一	玉名郡和水町上十町 963 番地
理事	北原 幸盛	玉名郡和水町山十町 840 番地 1
監事	笹淵 望	玉名郡和水町西吉地 2556 番地 1
監事	藤本 義孝	玉名郡和水町岩 3562 番地
監事	浦部 貞彦	玉名郡和水町板楠 241 番地

熊本県公告第 456 号

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田 504 番地
理事	鎌田 正紀	天草市河浦町河浦 3143 番地 1
理事	吉田 勝	天草市河浦町新合 1805 番地
理事	田嶋 悟	天草市河浦町河浦 1702 番地
理事	斎藤 良人	天草市河浦町河浦 1109 番地
理事	吉仲 慶豊	天草市河浦町河浦 1013 番地
理事	歳田 秀孝	天草市河浦町新合 883 番地
理事	吉田 弘	天草市河浦町新合 351 番地 1
理事	山崎 裕二	天草市深海町 967 番地
理事	梅田 良二	天草市二浦町早浦 603 番地
理事	川元 忠篤	天草市深海町 2841 番地
理事	西村 武典	天草市久玉町 1411 番地 110
理事	小羽 济	天草市久玉町 2565 番地
監事	金山 一俊	天草市河浦町河浦 681 番地
監事	池田 豊治	天草市河浦町河浦 4793 番地 3
監事	古山 林	天草市久玉町 3438 番地
就任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田 504 番地
理事	鎌田 正紀	天草市河浦町河浦 3143 番地 1
理事	吉田 勝	天草市河浦町新合 1805 番地
理事	田嶋 悟	天草市河浦町河浦 1702 番地
理事	斎藤 良人	天草市河浦町河浦 1109 番地
理事	吉仲 慶豊	天草市河浦町河浦 1013 番地
理事	歳田 秀孝	天草市河浦町新合 883 番地
理事	吉田 弘	天草市河浦町新合 351 番地 1
理事	山崎 裕二	天草市深海町 967 番地
理事	梅田 良二	天草市二浦町早浦 603 番地

理事	中川 徹	天草市深海町 1962 番地
理事	古山 林	天草市久玉町 3438 番地
理事	小羽 濟	天草市久玉町 2565 番地
監事	金山 一俊	天草市河浦町河浦 681 番地
監事	池田 豊治	天草市河浦町河浦 4793 番地 3
監事	川元 忠篤	天草市深海町 2841 番地

### 熊本県公告第 457 号

阿蘇郡西原村に事務所を置く小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 6 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	米口 孝	阿蘇郡西原村大字小森 836 番地
理事	山本 英伸	阿蘇郡西原村大字小森 1991 番地
理事	高橋 和利	阿蘇郡西原村大字小森 1132 番地
理事	荒木 和雄	阿蘇郡西原村大字小森 1317 番地
理事	永田 敬二	阿蘇郡西原村大字小森 1084 番地
理事	南利 保穂	阿蘇郡西原村大字小森 1052 番地
理事	奥野 長男	阿蘇郡西原村大字小森 2794 番地 2
理事	田上 幸吉	阿蘇郡西原村大字小森 87 番地
理事	吉川 哲郎	阿蘇郡西原村大字小森 53 番地
理事	東 初己	阿蘇郡西原村大字小森 3309 番地
理事	中野 敏弘	阿蘇郡西原村大字小森 676 番地 2
理事	坂田 忠政	阿蘇郡西原村大字小森 478 番地
理事	内田 清人	阿蘇郡西原村大字布田 76 番地
監事	高橋 勝徳	阿蘇郡西原村大字小森 1089 番地
監事	田中 祥暉	阿蘇郡西原村大字小森 853 番地
監事	東 光	阿蘇郡西原村大字小森 517 番地 1
就任		
理事	西本 巧一	阿蘇郡西原村大字小森 1143 番地
理事	坂田 明雄	阿蘇郡西原村大字小森 1975 番地 4
理事	高橋 悟	阿蘇郡西原村大字小森 1250 番地
理事	志内 力	阿蘇郡西原村大字小森 2738 番地 1
理事	永田 智広	阿蘇郡西原村大字小森 1083 番地
理事	山本 俊雄	阿蘇郡西原村大字小森 837 番地
理事	大谷 健造	阿蘇郡西原村大字小森 2770 番地 3
理事	田上 市男	阿蘇郡西原村大字小森 91 番地
理事	高木 茂	阿蘇郡西原村大字小森 39 番地
理事	中野 敏弘	阿蘇郡西原村大字小森 676 番地 2
理事	坂田 忠政	阿蘇郡西原村大字小森 478 番地
理事	久保田浩二	阿蘇郡西原村大字小森 3416 番地
理事	内田 敏則	阿蘇郡西原村大字布田 1913 番地 4
監事	高橋 和利	阿蘇郡西原村大字小森 1132 番地
監事	田中 祥暉	阿蘇郡西原村大字小森 853 番地
監事	須藤 博文	阿蘇郡西原村大字小森 424 番地

## 正 誤

平成20年3月31日熊本県訓令第16号（熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
11	3	第28号	第29号
	3～4	第29号	第30号
	4	第27号	第28号
	14	第7号	第8号
	15	第43号	第44号
	15	第44号	第45号
	15	第12号	第13号
	15	第42号	第43号
	16	第11号	第12号
	17	12	13
14	46	別表第3環境生活部環境政策課の項中第7項を削り、第8項を第5項とし、	別表第3環境生活部環境政策課の項中第8項を第5項とし、

平成20年2月8日付け熊本県公報第11654号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
40	17	「任期付職員条例第4条第1項」	「第4条第1項」
		「任期付職員条例第7条第1項」	「第7条第1項」

平成20年4月23日熊本県告示第413号（道路の供用開始）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
10	28	主要地方道	一般県道
10	32	主要地方道	一般県道

